



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成29年11月6日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良 則

監督係長 袴 田 周

電話 018-862-6682

労働局長が長時間労働削減に取り組むベストプラクティス企業を訪問します ～ 「過重労働解消キャンペーン」の一環として実施 ～

秋田労働局（局長 松本安彦）では、厚生労働省が定める11月の「過労死等防止啓発月間」に、「過重労働解消キャンペーン」等を実施することとしています。この取組の一つとして、長時間労働削減に積極的に取り組む管内の主要企業に労働局長が訪問し、取組事例を紹介する「ベストプラクティス企業」訪問を実施いたします。

本年度は、下記のとおり北日本コンピュータサービス株式会社（代表取締役社長 江畑佳明）に訪問することとしました。

情報通信業は長時間労働が特に問題となっている業種ですが、北日本コンピュータサービス株式会社では、昨年度、一定時刻以降のコンピューターサーバへのアクセス制限を行うことにより勤務時間に制限を加えたり、社員の意識改革のためワークショップを含む過重労働防止セミナーを開催するなど、長時間労働削減に向けた積極的な取組を実施しています。

局長訪問当日は、さらに長時間労働削減の取組を進めるべく、本社社員を対象としたワークショップ形式による研修が実施される予定です。

記

● ベストプラクティス企業への局長訪問

日 時 平成29年11月13日（月） 15時00分～

場 所 北日本コンピュータサービス株式会社
(秋田市南通築地15-32)

予 定 ・ 社長室訪問
<移動>
・ 会議室；社員研修（ワークショップ形式討議）を視察

※ 当日の取材を妨げるものではありませんが、取材される場合は、可能な限り事前に秋田労働局監督課（018-862-6682：担当 佐々木又は袴田）までご連絡をお願いします。

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

平成 29 年度過重労働解消キャンペーン等の概要

1 実施期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）から 11 月 30 日（木）までの 1 か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、秋田労働局長等が使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

日時:平成29年10月27日(金) 9:30～

実施済

場所:秋田県商工会議所連合会

※労働局長から秋田県商工会議所連合会会長に要請書手交

今回の発表部分

(2) 秋田労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

秋田労働局長が県内で長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

※訪問実施後も訪問の様子や当該企業の取組事例等について記者発表を行います。

日時:平成29年11月13日(月) 15:00～

場所:北日本コンピュータサービス株式会社

※労働局長が企業訪問します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

i 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談・情報等から、恒常的な長時間労働や賃金不払い残業等を把握し、重点監督を実施します。

※必要に応じ夜間の立ち入りを実施します。

ii 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施します。

イ 重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(4) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

無料

過重労働等に関する相談はこちら
過重労働解消相談ダイヤル

実施済



フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

平成 29 年 10 月 28 日 (土) 9:00～17:00

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0120-811-610

月～金（17：00～22：00）、土・日（10：00～17：00）

（12月29日～1月3日は除く）

URL：<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyo/0000088148.pdf>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html



（5）周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

（6）その他

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して「過労死等防止対策推進シンポジウム」【委託事業】を開催します。



開催日時

平成29年 12月 9日(土) 14:00～16:00

会場

秋田テルサ 5階 第一会議室

URL：<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

TEL：0120-976-344（月～金 9：00～17：30）

（参考）

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。